

平成21年6月12日

近畿財務局における多重債務相談の受付状況について(平成20年度)

【概要】

- 近畿財務局（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県を管轄）では、専門の相談員（局3名、京都財務事務所1名、神戸財務事務所1名）を配置し、多重債務を抱え悩んでいる方からの相談を伺うとともに、債務整理に関する説明や弁護士等他の専門機関に紹介する業務を、平成20年4月7日から開始した。
- 平成20年度における管内の相談者数は796人。9月以降増加しており、半期ベースでみると、上期が158人、下期が638人で、下期は上期の4倍以上となっている。
- 相談者の内訳を性別でみると、男性がおおむね6割(480人)、女性がおおむね4割(315人)となっており、年齢別では「60代以上」が136人(17.1%)で最も多い。
- 職業別では、給与所得者からの相談が377人(47.4%)で約半数を占めている。年収別では、「400万円未満」が319人(73.5%)で7割以上を占めている。
- 相談の内容としては、「借金の返済に関すること」が337人(42.3%)で最も多く、次いで「債務整理の方法に関すること」が226人(28.4%)、「過払金等に関すること」が89人(11.2%)となっている。
- 相談を受け付けた796人のうち、約8割の627人については、弁護士会等法律の専門機関などを紹介した。

多重債務で多額の借金を抱えてお困りの皆様へ

この機会に専門家のアドバイスに耳を傾け、生活を立て直しませんか？
相談は無料で行っています。勇気を持って、まずはお電話ください！！

(多重債務相談窓口)

電 話：06-6949-6523（近畿財務局財務広報相談室）

06-6949-6875（ 〃 ）

075-752-1424（京都財務事務所総務課）

078-391-6948（神戸財務事務所総務課）

対応時間：月曜～金曜 9:00～17:00

(問い合わせ先)

近畿財務局総務部財務広報相談室

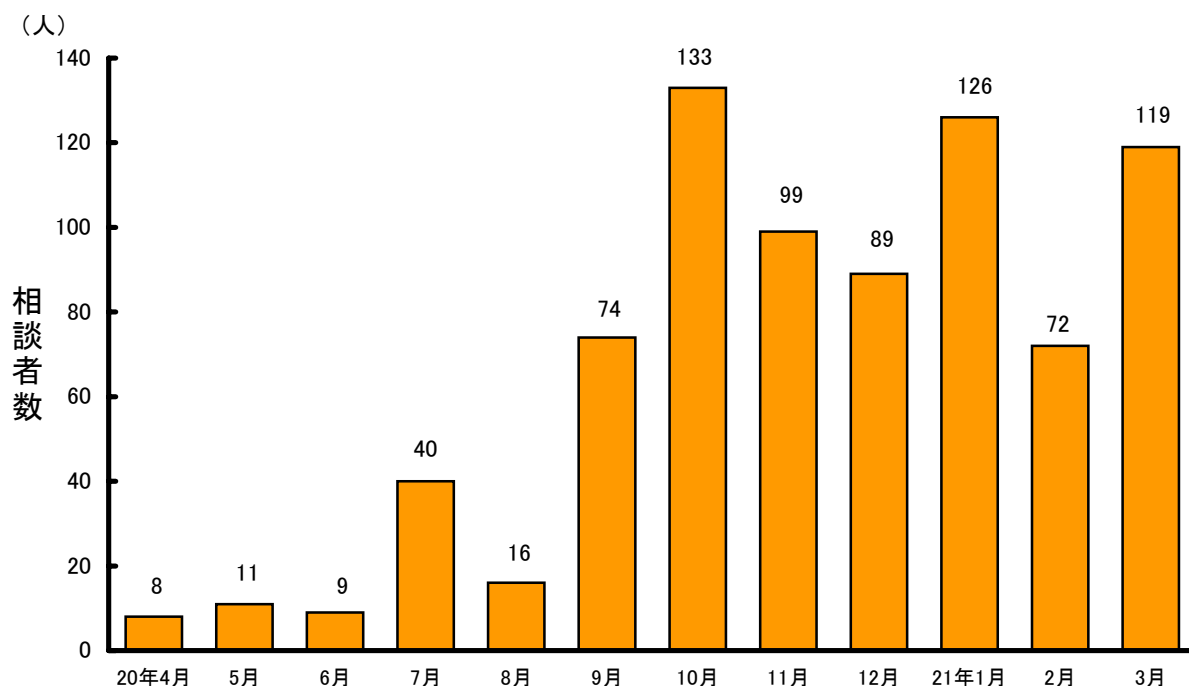
担当：谷口、谷上

電話：06-6949-6355

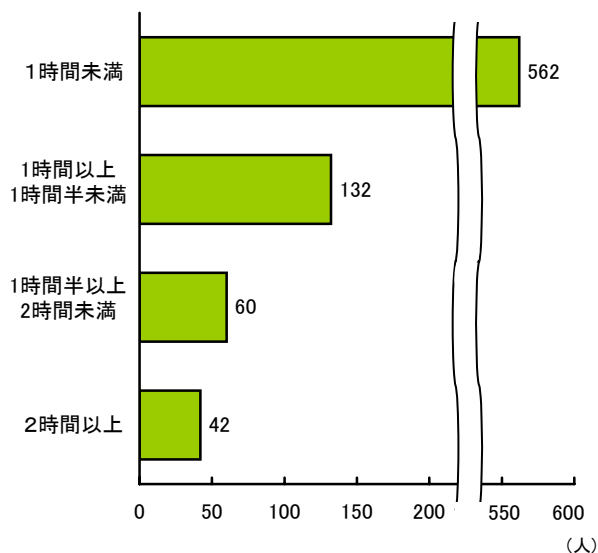
1 相談者数の月別推移

≫ 平成20年度の多重債務相談窓口における相談者数は796人

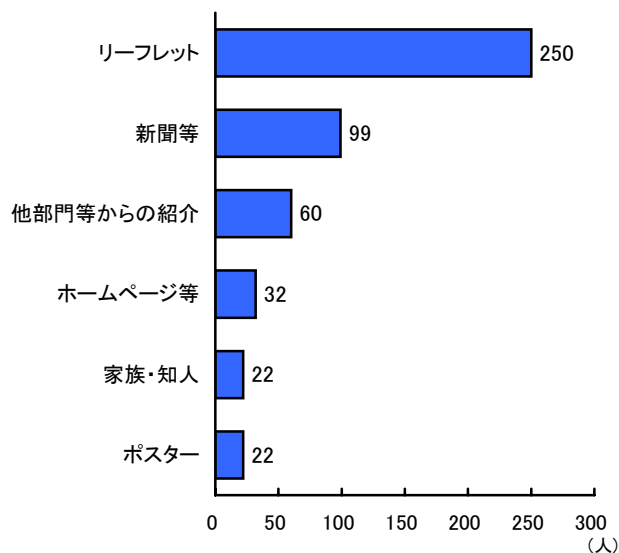
- ・ 近畿財務局が、平成20年度に窓口で受け付けた相談者数は796人であった。半期ベースでは、下期は上期の4倍以上の相談が寄せられた。
- ・ 1人あたりの延べ相談時間は1時間未満が最も多かった。
- ・ 相談に訪れたきっかけは、金融機関のATM等に備え置いたリーフレットを見たという人が最も多く、次いで新聞等をあげた人が多かった。



(1人当たりの相談時間)



(相談に訪れたきっかけのうち回答数の多かったもの(複数回答可))

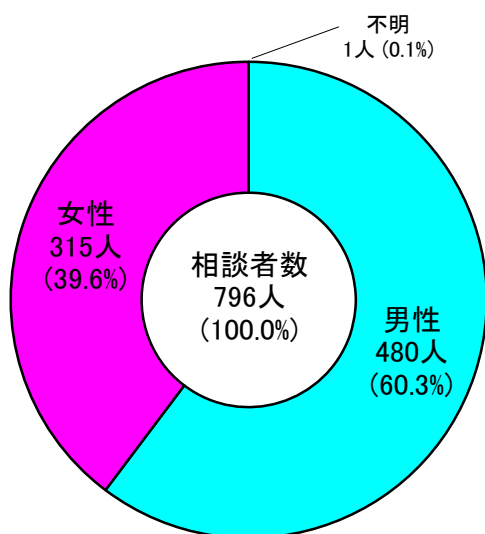


2 相談者のプロフィール

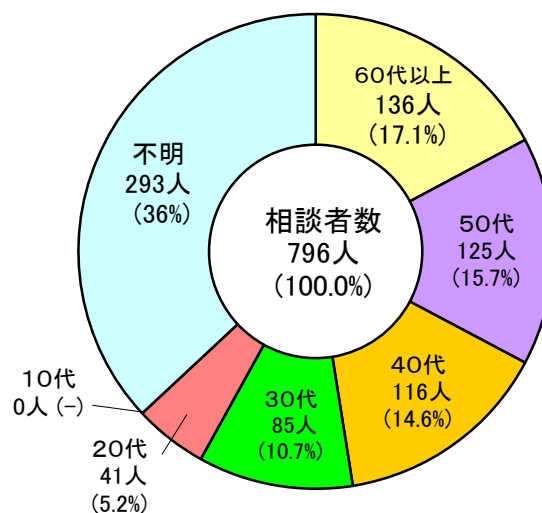
≫ 年齢別では60代以上、職業別では給与所得者が最も多い

- 相談者の内訳を性別で見ると、男性がおおむね6割、女性がおおむね4割となっている。年齢別では「60代以上」が最も多く、年代が下がるごとに人数は減少している。
- 職業別では、「給与所得者」が約半数を占め、年収別では「400万円未満」が7割以上を占めている。

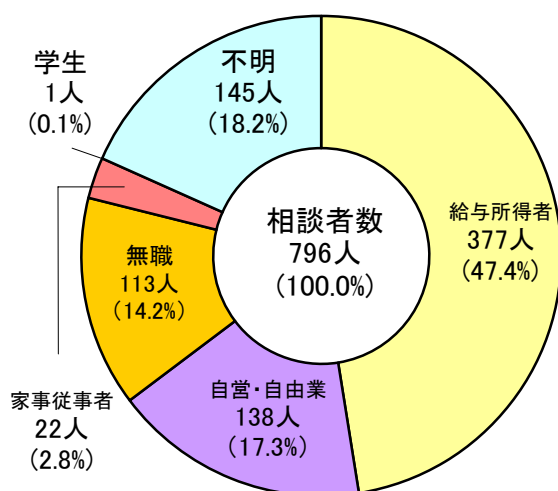
(1) 性別



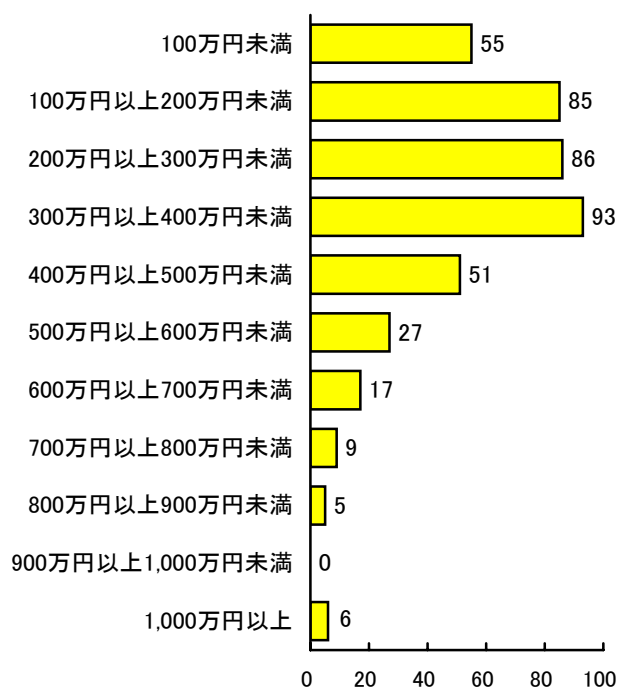
(2) 年齢層



(3) 職業



(4) 年収の状況



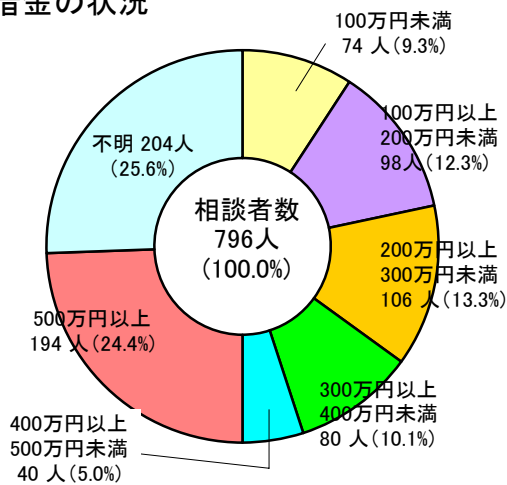
※ 不明分は除く

3 相談内容

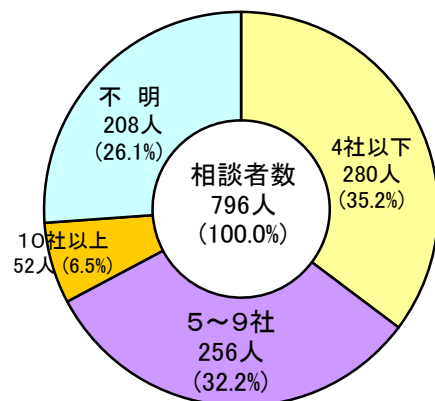
≫ 借入額は「500万円以上」が最も多く、借金をしたきっかけは「低収入・収入の減少等」が最も多い

- 借入金額別にみると、「500万円以上」が最も多く、借入先数別では、5社以上の借り入れが約4割を占めている。
- 借金をしたきっかけとして、「低収入・収入の減少等」を理由にあげる人が最も多い。
- 相談の内容としては、「借金の返済に関すること」が最も多く、次いで「債務整理の方法に関すること」、「過払金等に関すること」となっている。

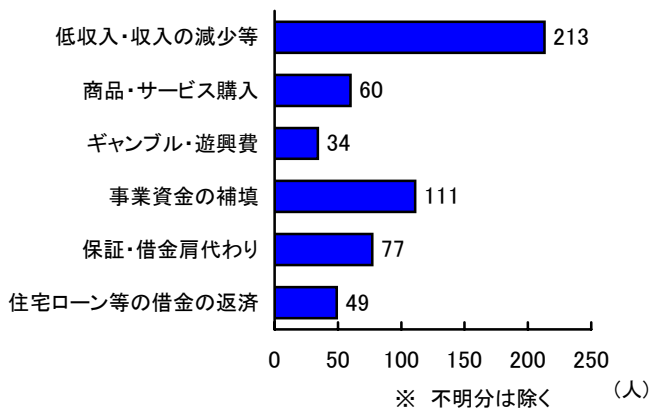
(1) 借金の状況



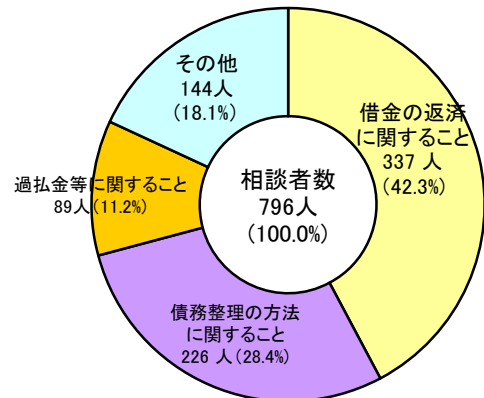
(2) 借入先数



(3) 借金をしたきっかけ (複数回答可)



(4) 相談の内容



4 弁護士等専門機関への紹介人数

- 相談を受け付けた796人のうち、約8割の627人については法律の専門機関等を紹介(予約含む)した。主な紹介先は、弁護士会が383人と半数を超えるほか、司法書士会が43人、法テラスが135人となっている。

注1: 1人の相談者に対し、複数の窓口を紹介している場合がある。

注2: 「法テラス」とは、法制度に関する情報や法律サービスの提供を目的に、総合法律支援法に基づき、平成18年4月に設立された法人。正式名称は「日本司法支援センター」。